

## ○殺虫剤指針(一九九〇)について

(平成二年三月二六日)

(薬発第三〇八号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

殺虫剤指針については、昭和五三年八月一日薬発第九四三号をもって通知したところであるが、その後開発された殺虫成分及び試験技術の進歩等を踏まえ、今回別添のとおり新たに殺虫剤指針(以下「新指針」という。)の改正を行ったので、左記の点を了知の上、今後製造(輸入)承認申請される殺虫剤については、新指針に沿って申請がなされるよう貴管下関係業者を指導されたい。

なお、昭和五三年八月一日薬発第九四三号薬務局長通知「殺虫剤指針の改正について」(以下「旧指針」という。)は廃止する。ただし、規格及び試験方法が改訂された品目については、平成三年九月二五日までは旧指針によることができるものとする。

### 記

- 1 新指針は、日本薬局方に準じ、通則、製剤総則、一般試験法、医薬品各条の順に収載したること。
- 2 製剤総則については、旧指針の一般試験法のうち、懸垂性試験法、乳化性及び乳化安定性試験法、沈降性試験法を新指針の製剤総則に移行させるとともに、湿潤性試験法を新たに水和剤の項に加えたこと。
- 3 一般試験法については、製剤総則の整備に伴い粉末度試験法及び引火点試験法のみを規定したこと。ただし、引火点試験法については、旧指針の一般試験法で規定されていたアーベルペンスキー法及びペンスキーマルテンス法を削除し、新たにクリーブランド開放式法を加えたこと。
- 4 医薬品各条において、試験法の所要の改正を行うとともに、油剤については新たに試験項目として引火点を設けたこと。
- 5 新たに新指針に収められたもの(以下「新規収載品目」という。)は別紙1、旧指針に収められている医薬品のうち新指針に収められていないもの(以下「削除品目」という。)は別紙2のとおりであること。
- 6 参考に供していた、用法及び用量、効能又は効果、使用上の注意の項を旧指針から削除するとともに、「注」も併せて削除したこと。

### 別添 略

#### 別紙1(新規収載品目)

d1・d—T八〇—アレスリン  
クオルピリホスメチル  
クオルピリホスメチル乳剤  
クオルピリホスメチル乳剤・ジクロロボス混合乳剤  
クオルピリホスメチル乳剤・ジクロロボス混合油剤  
ジフルベンズロン  
ダイアジノン・フタルスリン混合乳剤  
ピリダフェンチオン  
ピリダフェンチオン乳剤  
ピリダフェンチオン粒剤  
ピリダフェンチオン・ジクロロボス混合乳剤  
ピリダフェンチオン・フタルスリン混合乳剤  
フェニトロチオン・フタルスリン混合乳剤  
フェノトリン  
d—T八〇—フタルスリン  
d—T八〇—フラメトリン  
プロチオホス  
プロチオホス乳剤  
プロチオホス・ジクロロボス混合乳剤  
プロチオホス・ジクロロボス混合油剤  
プロペンタホス  
プロペンタホス乳剤  
プロペンタホス・ジクロロボス混合乳剤  
プロペンタホス・ジクロロボス混合油剤  
プロポクスル  
ペルメトリン  
メトプレン

d—T八〇—レスメトリン

別紙2(削除品目)

カルクロホス  
カルクロホス水溶剤  
シアホス  
シアホス乳剤  
シアホス油剤  
テメホス乳剤  
ナレド乳剤  
ナレド油剤  
フェンクロホス  
フェンクロホス乳剤  
フェンクロホス粉剤  
フェンクロホス油剤  
フェンクロホス・ジクロールボス混合乳剤  
フェンクロホス・ジクロールボス混合油剤  
フラメトリン  
プロモホス乳剤  
マラチオン  
マラチオン乳剤  
マラチオン粉剤  
マラチオン油剤  
レスメトリン